

MONTHLY ACTION POINTS

ON WOMEN, PEACE AND SECURITY

SECURITY COUNCIL: OCTOBER 2011

国際連合安全保障理事会10月の議長国：ナイジェリア

ナイジェリアの女性と平和、安全に関する国際安全保障理事会決議への提案と支援

国際安全保障理事会の一員としてナイジェリアが提示した優先事項は以下の通りである。

- ・ 予防外交と調停を中心として行われる紛争予防もしくはその平和的解決
- ・ 武力紛争から民間人の保護
- ・ 紛争終結後の優良な統治機構の設立

また、ナイジェリアに関連する国際的義務は以下の通りである。

- ・ 国際刑事裁判所ローマ規定 (2001年9月27日批准)
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW, 1985年6月13日批准)
- ・ 選択議定書(2004年11月22日批准)

ナイジェリアはUN Women(国連女性機関)の理事会の議長も勤めている。

女性と平和、安全に関する項目に関し、安全保障理事会が今後着手すべき推奨行動

女性と平和、そして安全

来たる10月28日、ナイジェリアは女性と平和、安全に関する安全保障理事会決議1325の採択11周年を記念して、公開討論会を開催する予定である。今回開催される討論会は、安全保障理事国とすべての国連加盟国に、安保理決議1325とその他すべての女性、平和、安全に関する誓約の完全遂行とそのさらなる発展を確保することにつながると思われる。特に、安保理は、国連システムとそれに関わるすべての国連加盟国の全面的な支援を伴いながら、任務規則とその更新に常に留意し、女性と平和と安全に関する決議の今後の課題解決の促進を確約すべきである。女性と平和、安全に関する国連事務総長の次の報告書の提言を現実に遂行し、国連加盟国はこの問題において自らが以前に果たして来た義務や取り決めた誓約に関して責任を果たさなければならない。安保理と国連制度、そして加盟国は、市民社会において女性達の意見や懸念が反映されるといった、女性の有意義な社会参画が平和的プロセスの中で確実に実行されるように事務総長の報告書に記載されている安保理決議1325に関する今後の行動を、タイムスケジュールを意識しつつ遂行することが求められる。

アフガニスタン

SCR1943(2010)を踏まえ、安保理は国際治安支援部隊(ISAF)のアフガニスタンでの任務期間を延長すると見られている。報告書が示すには、軍事活動により民間人の国内強制移動者数は上昇し続けており、国内避難民の数は昨年2倍になったとされている。2014年末までにNATO戦闘軍の撤退と治安維持責任の現地軍への完全なる譲渡を目指し、本年7月以降からアフガニスタン国治安維持軍への治安維持責任の漸進的な譲渡が始まった。現地女性グループは、タリバンが政治的プロセスに参画する場合、アフガニスタンにおける人権侵害問題が解決されないままになるのではと深刻な懸念を寄せている。これを踏まえ、安全保障理事会がとるべき行動は以下：

- ・ 国内避難民(IDP)のニーズに答えるために、避難民の削減と、UNHCR, OCHA, その他の人に支援活動主体と避難民に関する情報が共有されるために必要なすべてのステップが確実にとられるようにすること
- ・ アフガニスタン治安維持軍の市民に対する虐待を防ぐために、軍の取り締まりとアカウンタビリティ・メカニズムの強化
- ・ 警察権力への苦情や、女性に関する犯罪を含むその他の犯罪に対する警察の対応や捜査内容、手順を精査する捜査権等、独立した権限を持つ警察行政監察官を、十分な準備、設備をふまえた上で設置することの推奨
- ・ 戦争犯罪に関しアフガニスタン政府もしくは反乱者グループが刑事免責されることのないようにすること
- ・ アフガニスタン政府と反乱者グループ間のいかなる政治的合意においても、女子の就学、救援隊や市民社会活動家、特に女性の人権保障活動を行う人々やグループに対し政権が統治する場所にて活動を行う機会を与えるとといったような、人権保障義務を果たすという明確なベンチマークがその中に反映されていることを要求すること
- ・ 和解交渉は、女性やマイノリティグループを含むアフガニスタン市民社会の意向を包括的に反映しつつ進められることを確約させること

ダルフール、スーダン

安保理は、SCR2003(2011)を踏まえ、事務総長のUNMAID(ダルフール国連-AU合同ミッション)に関する報告書を受領した後に議論を行う予定である。スーダン政府は、UNAMIDやダルフールにて活動を行うその他の人権組織団体に対する活

動制限を早急に解除しなければならない。また、治安維持軍人を対象の筆頭に、性犯罪を犯した人間に対する刑事免責処分を廃止することに一層尽力し、犯罪者は正義を以てきちんと処罰されるようにしなければならない。安保理は空爆、市民への攻撃、ダルフールの非常事態宣言に終止符を打つように要請し、UNAMIDとこれに関わるその他のUN機関や計画において、市民が保護を必要としている全ての場所で活動可能になり、人権と人道的状況に関する総合的な情報を定期的に発表することを要求する。

コンゴ民主共和国

事務総長のMONUSCO(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション)に関する報告書が近日発表される。コンゴ民主共和国の状況に関する議題として理事会が取り上げるべきものとしては以下：

- ・よりよい支援を目指し、コンゴ国内避難民を保護するためにUNHCRを含めこのミッションに関する活動資金源を常に確認すること
- ・FiziやWalikaleといった土地で発生した集団的性暴力犯罪に関与したと思われる容疑者達に正義の制裁を加えるため、同時に生存している被害者達に社会的保護を提供するために現地でもとられている施策の現状報告の要請
- ・女性の社会的権利向上とその選挙投票率、そして来たる選挙への参画状況の促進に関する報告の要請
- ・来たる選挙に連動して治安の不安定化が起きた場合の、特に国内避難民や女性を含む一般市民の保護強化等、UNとコンゴ政府の危機管理計画に関する情報提供の要求。

ハイチ

安保理事会はMINUSTAH(国連ハイチ安定化ミッション)SCR1944を更新すると見られている。これにおける議論の際に理事会が取り上げるべきことは以下：

- ・避難キャンプで発生する女性への暴力や性犯罪に対して継続的に浮かび上がる人々の懸念を踏まえ、婦女子の社会的な地位の向上と保護を享受させるイニシアチブの提示、そして犯罪の被害者への保障提供を行うよう呼びかけること
- ・婦女子の安全向上のために最も効率的な実践策の確認と地域パトロールからの報告などをベースとして具体的な施策の提示
- ・MINUSTAHの人員全てを対象に、一般市民に対するあらゆる性的搾取や虐待を断固として許さないという方針、軍隊もしくは警察人員を派遣している国々において、彼らの人員が関わる行動 適切に調査、処罰されることの必要性、国連事務局が率先してこれらの国の司法機関が確実に対応策を行っているかを、国連事務局が率先して必ず継続的調査を行うことを繰り返し強く要求すること

イスラエル/パレスチナ

安保理事会はパレスチナを含む中東情勢に関する月間報告会を開催する。理事会は、イスラエルとパレスチナ占領区の両領土内における一般市民に対する無差別攻撃の減少させるための議論を中心に報告会を進めるべきである。また、人権侵害や国際法違反を行わない旨を両者に遵守するよう今後も促していくべきである。

コソボ

次期に提出されるUNMIK(国連コソボ暫定行政ミッション)に関する報告書に関し議論する際に、自身が要求(SCR1244OP11, SCR1889, OP5)しているように、現地での人権保護の促進に関する情報提供を求めるべきである。これは、女性の政治における権利の向上、性的虐待犯罪を含む戦争犯罪への処罰、犯罪の証人への保護の必要性などに表れるものである。

リビア

安保理事会は今後もリビア情勢に関して議論を重ねていくとみられる。理事会は、リビア国民評議会(NTC)に、カダフィ大佐派と見なされ危険下にある第三国出身者を含み、個人の政治思想を問わず全ての一般市民に対する安全の確保と保護を早急に提供することを確約させるべきである。また、国民評議会の統率者達と現地の軍人達は、個人間で報復攻撃が発生することを防ぐために全力を注がなければならない。国民評議会が取り組むべきことは以下：

- ・婦女子に十分な配慮を示すことに対処しつつ、武装解除と動員解除への努力を確実に行うこと
- ・女性の社会的地位の向上とリーダーシップを支援し、全ての真実和解調停プロセスにおいて女性の権利は欠かせない要素であると明示し、また女性達はこれらのプロセスに男性陣と同様完全なアクセスを以て参画できるようにすること
- ・新しい憲法の草案、新しい民主的政治構築プロセスとその機関設立において女性の権利保障支援が実質的な意味を以て

提示すること

スーダン

安保理事会はSCR1990(2011)によるUNISFA(国連アビエイ暫定治安部隊)の報告書に関する報告評議会を催す予定である。現地で空爆は未だに継続しており、2011年7月の時点で約15-20万人の避難民が存在している。

スーダンと南コルドファン地域に関する議論において理事会は、早急な停戦協定の締結と、南北包括和平協議(CPA)に基づき現地で人道活なアクセスが人々に確保されるようにすること、また、南コルドファンにて人道的、人権的観点からの現状の帰結を把握するために事実検証調査を実施することに着手すべきである。

スーダンの現状に関しては南スーダン国連平和維持軍(UNMISS)にも言及する。国連平和維持軍に対し、部隊提供国(TCC)警察要員提供国(PCC)が、特に現地の女性がいかに適切に集団行動をとれるようにさせるかという点に貢献できるかに留意させながら、派遣前訓練時にUNMISSの活動の根底には平和と安全、そして保護がその構成要素として存在していることに対して十分に理解することが重要であることを一層明確にし、今後の情勢における早期警告と紛争予防、そして一般市民への人権侵害脅威に対して監視・報告することに関して専門家の能力を積極的に評価していくべきことを要請すべきである。

シリア

シリア政府が改革派に対する弾圧を継続していることを踏まえ、安保理事会はシリア情勢に関して繰り返し議論している。安全保障理事会は早急に国際刑事裁判所(ICC)にシリア情勢に関して報告し、そして、シリアに対し全ての兵器、軍需品、そしてそれらに関係するその他の装備品や人員提供と支援の譲渡を防ぐために完全なる武器禁輸を課し、アサド大統領を筆頭に、人権侵害や国際法違反を犯したと疑われる人々の資産締結に着手すべきである。

東ティモール

SCR1969(2011)によると、国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)に関する報告書が10月に提出される予定である。

東ティモールに関する前回の事務総長の報告書は、安全保障理事会の女性と平和、安全に関する決議に準拠した行動が詳細に示されてはいなかった。次回の報告書では、理事会は紛争終結後の東ティモールの女性達の境遇とそれに関するUNMITの活動に関する情報を要求するべきである。これについては、東ティモール国家警察(PNTL)のジェンダー研修とジェンダー主流化推進状況の情報も含むものとする。

NGOWG ON WOMEN, PEACE AND SECURITY RESOURCES

- PeaceWomen, *Security Council 1325 Monitor* [\[link\]](#)
- The Institute for Inclusive Security, *Recommendations on Afghanistan's Reconciliation, Reintegration, and Transition Processes*, July 2011 [\[link\]](#)
- Amnesty International, *Afghanistan: Afghanistan ten years on: Slow progress and failed promises*, October 2011 [\[link\]](#)
- Amnesty International, *Sudan: Support for human rights protection must not be based on falsehoods*, September 2011 [\[link\]](#)
- Human Rights Watch, *Sudan: Political Repression Intensifies*, September 2011 [\[link\]](#)
- Amnesty International, *The situation in the DRC* [\[link\]](#)
- Amnesty International, *The situation in Syria* [\[link\]](#)